

## 「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語」使用の手引き

秋田県県民生活課

秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語の使用は原則的には自由ですが、この使用の手引きに基づき積極的に活用していただき、本県の「安全・安心まちづくり」推進に御協力いただければ誠に幸いです。

### ○シンボルマーク、標語制定の趣旨について

平成16年4月1日に施行した「秋田県安全・安心まちづくり条例」の趣旨を踏まえ、犯罪の起こりにくい安全・安心まちづくりを幅広い県民運動として積極的に推進していくため、その象徴となる親しみやすいシンボルマーク及び標語を定めることとし、作品の一般公募を行いました。

県内外からたくさんの作品を応募していただきましたが、審査の結果、次の方々の作品が入選し、専門家による補作を経て「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語」として制定しました。

・シンボルマーク	最優秀賞	と だ り か 杜 多 利 香 (兵庫県神戸市在住)
・標 語	//	こ ま つ ひ ろ こ 小 松 浩 子 (秋田県秋田市 // )
・ //	優 秀 賞	た か は し と し こ 高 橋 登 志 子 ( // 大仙市 // )
・ //	//	ご と う の ぼ り 後 藤 昇 ( // 横手市 // )

なお、シンボルマークは「秋田県」、「安全」、「安心」のイニシャル「A」をモチーフに、老若男女が安心して暮らすまちをイメージしてデザインされ、人と人のつながりを三つの連なる「A」で描き、秋田県がトリプルAクラスの県であることをアピールしています。

### ○使用上の留意事項について

シンボルマーク及び標語を利用する際は、「秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク及び標語」使用取扱規程に基づき、次のことを守ってください。

- (1) 秋田県安全・安心まちづくり条例第1条に定める「安全・安心まちづくり」の趣旨に沿った使用をお願いします。
- (2) 営利を目的とした商品、広報活動等には使用しないでください。
- (3) 法令や公序良俗に反する利用は行わないでください。
- (4) シンボルマークデザインガイドを守ってください。
  - ・シンボルマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
  - ・シンボルマーク等の色は、原則として指定の色を使用してください。
- (5) 標語については、書体や色の指定を行っておりません。縦書き、横書きも含め基本的に自由ですが、良識のある書体、色を使用してください。
- (6) 他人に不快感や誤解を与えるような表示、表現は避けてください。
- (7) シンボルマーク、標語を使用したときは、原則として届け出が必要です。秋田県安全・安心まちづくりシンボルマーク等使用届に必要事項を記入の上、使用状況を示す現物または写真等を添付して秋田県県民生活課までメールまたは郵便等で提出してください。(使用料は無料です。)

## ○使用に当たっての制限・禁止事項について

次の場合には、シンボルマーク、標語の使用を遠慮していただきますので、ご注意ください。

- (1) 特定の個人または団体・企業の売名に利用しようとする場合。
- (2) 不当な利益を得るために利用しようとする場合。
- (3) 秋田県の品位を傷つけ、またはシンボルマーク、標語を制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合。
- (4) 秋田県が行う事業、または秋田県が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合。
- (5) 定められた使用方法によって使用していないと認められる場合。

## ○その他、使用に関して必要な事項について

- (1) シンボルマーク、標語に関する著作権、商標権等の一切の権利は、秋田県に属しています。
- (2) 秋田県が必要と認める場合は、シンボルマーク、標語の使用状況等についてお尋ねすることがあります。
- (3) シンボルマーク、標語が表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合の一切の責任は、シンボルマーク、標語の使用者にあるものとしますので、使用者はその責任のもとに誠意をもって必要な措置を講じなければなりません。
- (4) シンボルマークデザインガイドはマッキントッシュ版のイラストレータソフトで作成しており、データはCDに入力しております。シンボルマーク印刷などのためデータ入稿する際は、貸出しが可能ですので御利用下さい。
- (5) シンボルマーク及び標語（PDFファイル）は、「美の国あきたネット」の県民生活課ホームページの中にありますので、画像を切り取って印刷等に御利用ください。  
(<http://www.pref.akita.lg.jp/seikatu/>)

## ※シンボルマーク、標語の使用に際しご不明な点は、次までお問い合わせください。

秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1522~3

FAX 018-860-3891

E-MAIL [kenminseikatu@pref.akita.lg.jp](mailto:kenminseikatu@pref.akita.lg.jp)